

## 定期監査結果報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により公表する。

令和7年6月12日

見附市監査委員 依田志郎

同 佐野統康

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 監査の対象   | 見附市議会事務局の令和6年度の業務  |
| 2 監査の期間   | 令和7年5月9日から令和7年5月29日まで  |
| 3 監査の着眼点  | <ul style="list-style-type: none"><li>・法令に適しているか</li><li>・財務事務が正確に行われているか</li><li>・最少の経費で最大の効果を挙げているか</li><li>・組織及び運営の合理化に努めているか</li></ul> |
| 4 監査の実施内容 | あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿等に基づき、関係職員の説明を求め、見附市監査基準に準拠し、関係諸帳簿類の照査を行い実施した。  |
| 5 監査の結果   | 上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。   |